

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業者の皆様へ

7月13日から  
融資限度額を  
引き上げました

山口県中小企業制度融資  
「新型コロナウイルス感染症対応資金」のご案内  
～利子・保証料の減免措置があります～

県では、国の緊急経済対策を活用した新たな資金を創設し、新型コロナウイルス感染症の影響により、経営の安定に支障を生じている中小企業の方々に対する資金繰り支援の強化を図ります。本資金は、一定要件を満たした場合には、既往の保証付き債務の借換も対象となります。

1 融資の対象・条件 ※別途、金融機関、信用保証協会による審査があります。

融資対象	新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高等が減少し、 <b>セーフティネット保証4号、5号、危機関連保証のいずれかの認定を受けた中小企業者の方。</b>		
資金使途	運転資金・設備資金	融資限度額	<b>4,000万円</b>
融資利率	5年以内 年1.2%（責任共有対象外：年1.0%） 5年超 年1.3%（責任共有対象外：年1.1%） → 一定要件に該当する場合は、当初3年間について無利子		
保証料率	すべて保証付き 年0.85%（経営者保証免除対応を適用する場合は年1.05%） → 半額又はゼロに減免		
融資期間	10年以内（うち据置5年以内）	担保	無担保
保証人	代表者以外の連帯保証人は原則不要。代表者についても、一定要件（①法人・個人分離、②資産超過）を満たせば不要。		
取扱期間	令和2年5月1日～令和2年12月31日 ※令和2年12月31日までに保証申込を受け付けたもので、かつ令和3年1月31日までに融資実行されたものを対象とする。		

融資限度額を  
+1,000万円  
引き上げました  
※従来は3,000万円

2 利子・保証料の減免について ※売上高等の減少割合等に応じて、減免措置があります。

事業規模	売上高等	前年同月比▲5%以上	前年同月比▲15%以上
	個人事業主（事業性のある ケースを含む、小規模に限る）		●利子補給：当初3年間無利子
中小・小規模事業者 （上記を除く）		●利子補給なし ●保証料：半額補助	●利子補給：当初3年間無利子 ●保証料：全額補助

3 ご利用手続き

県内に支店のある金融機関に、ご相談ください。セーフティネット保証等の認定申請も、金融機関を通じて行うことができますので、併せてご相談ください。

4 融資のお申込み先・ご相談先

県内に支店のある金融機関（銀行・信用金庫・信用組合・商工中金 等）

5 資金全般のお問い合わせ先

山口県信用保証協会 各営業店 / 山口県経営金融課（TEL：083-933-3188）

※本資金のほか、「経営安定資金」等、新型コロナウイルス感染症に対応した資金メニューがありますので、必要に応じて活用をご検討ください。